

## 「ガクセイ協賛」協賛プログラム利用条件

### 第1条 (本条件の適用)

本条件は、「『ガクセイ協賛』協賛プログラム」(詳細は第3条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

### 第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) **本サイト**  
株式会社ガロア(所在地:東京都新宿区新宿5丁目16番11号)(以下「パートナー」という)が管理および運営するウェブサイト「ガクセイ協賛」(<https://www.gakuseikyosan.com/>)
- (2) **会員**  
パートナーとの間で、パートナー所定の規約に基づく入会契約を締結している学生団体または学生個人
- (3) **協賛プログラム**  
会員(会員が団体の場合、当該団体に所属する個人を含む。以下同じ)が、利用者が販売または提供する商品・サービスの購入、利用その他利用者が別途指定する一定の成果条件(以下「成果条件」という)を達成したことを条件として、利用者が当該会員に対して一定の報酬(金銭に限られず、以下「成果報酬」という)を付与することを内容とするプログラム

### 第3条 (本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
  - (1) 利用者が募集を希望する協賛プログラムを本サイト上に掲載するサービス
  - (2) 会員に対し、メールマガジン、本サイト上での告知その他当社所定の方法により協賛プログラムの広告・宣伝を実施するサービス
  - (3) 利用者に代わり、会員に対して成果報酬の付与を行うサービス
  - (4) 前各号に付随関連するサービス
  - (5) 前各号のほか、当社が別途定めるサービス
2. 当社は、当社の裁量で本サービスの詳細を変更することができる。

### 第4条 (本契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込書について、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさないと判断した場合には、速やかに当該利用希望者に対する旨を通知する。
3. 本条件に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

### 第5条 (本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立日から起算し、本申込書において定める掲載期間(以下「掲載期間」という)が満了する日までとする。

### 第6条 (本サービス料)

1. 利用者は、当社に対し、本サービスの対価(以下「本サービス料」という)として、本申込書に定める金額を支払う。
2. 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

### 第7条 (委託)

当社は、当社の責任および負担にて、本サービスの提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(パートナーを含む)がこれに限られない。以下「委託先」というに委託することができる。

### 第8条 (協賛プログラムの募集)

1. 利用者は、本サービスにおいて募集を希望する協賛プログラムの詳細(成果条件および会員に付与する報酬の種類・金額を含む)がこれに限られない)を設定の上、当社所定の方法によりこれを当社に通知する。
2. 当社は、前項の定めに基づき利用者から通知を受けた協賛プログラムを、遅滞なく本サイト上に掲載する。ただし、当社が、当該協賛プログラムの内容が第13条(遵守事項)に違反すると判断する場合は、この限りでない。
3. 当社は、前二項に基づいて確定した協賛プログラムを、掲載期間中本サイト上に掲載するとともに、当社所定の回数および頻度にて、会員に対する各種広告・宣伝を実施するものとする。

### 第9条 (協賛金額の支払い)

1. 利用者は、本申込書において別途定める成果条件が達成された場合、本サービス料とは別に、掲載期間における成果条件の達成件数に本申込書記載の協賛金額単価を乗じて得た金額(以下「協賛金額」という)を、当社が別途定める時期および方法により当社に対して支払うものとする。
2. 利用者は、掲載期間における成果条件の達成件数を、掲載期間満了日が属する月の翌月第3営業日(当社の営業日とする。以下の同じ)までに当社に報告するものとし、当社は当該報告内容に基づき協賛金額を算定するものとする。
3. 前項の定めにかかわらず、利用者が成果条件の計測方法として、本申込書において「ぐるなび計測型」を指定した場合、当社は、掲載期間における成果条件の達成件数を、掲載期間満了日が属する月の翌月第5営業日までに利用者に報告し、利用者は当該報告を受けた日の翌営業日から3営業日以内(以下「検討期間」という)に、当該報告の検討結果を当社に通知するものとする。利用者が検討期間内に当該報告に対し異議を申し出ない場合、検討期間の満了をもって協賛金額が確定するものとする。
4. 会員がパートナーとの入会契約を解除し、成果報酬の没収・返還あるいは放棄が生じた場合であっても、本条各項は適用され、利用者は当社に協賛金額を支払うものとし、また支払済みの協賛金額の利用者に対する返還は行わないものとする。

### 第10条 (成果条件の管理)

1. 利用者は、成果条件の達成状況につき常に管理する義務を負い、会員による不正行為を発見した場合、発見から2営業日以内に当社に報告をするものとする。
2. 利用者が、前項に定める報告を怠ったことに起因しまたはこれに関連して生じた損害一切は利用者の負担とし、当社およびパートナーは当該損害の賠償につき一切責任を負わないものとする。
3. 本条の規定は、利用者が成果条件の計測方法として、本申込書において「ぐるなび計測型」を指定した場合には、適用しない。

### 第11条 (トラッキングシステム等の設定および管理)

1. 利用者は、自らの責任において、利用者が管理および運営するウェブサイト(以下「利用者サイト」という)上に、成果条件の達成状況を計測するためのシステム(以下「トラッキングシステム等」という)の設定を行い、利用者サイトの運営・管理上の一切の動作・作業により当該設定に誤りが生じないように常に管理する責任を負うものとし、利用者は、当社またはパートナーより通知されるトラッキングシステム等の更新情報など速やかに対応しなければならない。
2. 利用者は、前項の管理を怠ったことに起因し、またはこれに関連して利用者に損害その他の問題(成果条件の集計漏れを含む)がこれに限られない)が発生した場合は、自らの責任および負担にてこれを解決し、当社およびパートナーはいかなる責任も負わないものとする。
3. 本条の規定は、利用者が成果条件の計測方法として、本申込書において「ぐるなび計測型」を指定した場合には、適用しない。

### 第12条 (著作権等)

1. 本サービスに関し、当社またはパートナーが従前より有し、または本サービスの提供に伴い当社またはパートナーが作成・発明・考案したドキュメント(マニュアル、レポート、提案書等を含む)がこれに限られない。以下「著作物等」という)にかかる著作権その他一切の権利(以下「著作権等」という)は、当社またはパートナーに帰属する。
2. 当社は、利用者に対し、本サービスの利用にあたり必要な範囲において、前項に定める著作物等を利用することを許諾する。ただし、利用者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、著作物等につき複製、翻訳、改変等を行ってはならない。
3. 前項ただし書に基づき、当社より承諾を得て行った改変等により、新たな著作物等の知的財産権が発生した場合、当該権利は当社に帰属する。
4. 利用者は、会員その他第三者が著作物等にかかる当社またはパートナーの権利を侵害し、または侵害するおそれがあることを感知した場合、速やかにその旨を当社に通知するものとする。この場合、利用者は、当社またはパートナーが当該権利侵害行為から当社またはパートナーの権利を防御するために必要な措置を図るにあたり、商業上合理的な範囲において当社に協力するものとする。

### 第13条 (遵守事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 本条件に違反する行為
- (2) アダルト事業、暴力・虐待を推奨する事業、人種差別を推奨する事業、その他公序良俗に反する、または法令に違反する事業など、当社が不適切と判断する事業にかかるプログラムを掲載すること
- (3) 当社および会員に対して虚偽の情報を申告すること
- (4) 会員を、本サービスと類似したサービスへ勧誘する行為、会員に対して類似の協賛プログラムのあっせんを目的として直接連絡をする行為(本号に該当する行為を行った利用者は、当該行為の対象となった会員数に200,000円を乗じた金額を違約金として当社に支払うものとする。ただし、当社に発生した損害金が違約金を上回る場合は、利用者は当該損害額を支払うものとする。)
- (5) 理由のいかんにかかわらず、会員と直接連絡を取る行為
- (6) 第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他法律上の権利を侵害する行為

### 第14条 (免責)

当社は、利用者に対し、本条件に特別に定めるほか、本サービスに関し、その商品性、特定目的適合性その他いかなる事項も保証しない。

### 第15条 (本サービスの中断および停止)

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に予告なく、本サービスの全部または一部の提供を中断または停止することができる。
  - (1) 当社または委託先のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
  - (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部または一部の提供を予告なく中断または停止した場合であっても、これにより利用者に生じた一切の損害について責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

### 第16条 (秘密保持)

利用者は、本契約の内容および直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た当社およびパートナーの営業上・技術上その他一切の情報を秘密として取扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、もしくは使用させてはならない。

### 第17条 (個人情報情報の取扱い)

利用者は、本サービスを利用して得た、または知り得る他の会員の情報(会員に属する個人の情報を含む)につき、個人情報保護法その他これに関連する法令等を遵守し、本サービスを利用する目的以外に使用してはならない。

### 第18条 (途中解約)

1. 利用者は、本契約の終了を希望する場合、終了希望日の1か月前までに当社所定の方法により解約の申し出をすることで、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、本契約期間内であっても、利用者に対し当社所定の方法により通知することにより、本契約を終了させることができる。

### 第19条 (解除)

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する何らの通知

および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができる。この場合、利用者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、当社による利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本条件に違反した場合において、相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、かかる期間内において当該違反状態が是正されなかった場合
- (2) 第13条(遵守事項)各号に定める遵守事項に違反したと当社が判断した場合
- (3) 審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合または審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- (4) 自己の営業を停止または廃止した場合
- (5) 仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これらに類する手続の申立てを自ら行った場合
- (6) 支払を停止または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合
- (7) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 前三号のほか、利用者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (9) 資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をした場合
- (10) 株主構成、役員等の変動により会社の実質的支配者が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (11) 前各号のいずれかに準ずる事由があると当社が合理的に判断した場合
- (12) その他利用者による本契約の履行が困難であると当社が合理的に判断した場合

#### 第20条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社および利用者は、本契約締結日現在において、次の各号のいずれにも該当しないことを相互に保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係団員
  - (5) 総会屋等
  - (6) 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力団等
  - (8) 反社会的勢力共生者
  - (9) 前各号に該当する者と社会的または経済的関係がある者
  - (10) その他前各号に準ずる者
2. 当社および利用者は、自己または第三者をして、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 取引に関して、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
  - (4) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
  - (5) 自身が前各号に該当する者である、またはその関係者である旨を伝えるなどする行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 当社または利用者は、相手方が第1項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより解除を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は一切の損害賠償を負担しない。

#### 第21条 (残存条項)

1. 終了事由のいかんを問わず、第12条(著作権等)、第16条(秘密保持)、第17条(個人情報情報の取扱い)、本条、第22条(権利義務の譲渡等の禁止)および第26条(管轄裁判所)の規定の効力は、本契約終了後においても該当事項が存在する限りにおいて存続する。ただし、第16条の規定の効力の存続は、本契約終了後3年間に限る。
2. 前項の定めにかかわらず、本契約終了時において本条件に基づく未履行の債務がある場合、そのすべての履行が完了するまでの間、当該債務の履行に関する限りにおいて本条件が適用される。

#### 第22条 (権利義務の譲渡等の禁止)

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位または本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させまたは担保に供してはならない。

#### 第23条 (本条件の変更)

1. 当社は、利用者に予告なく、本条件を変更することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利または義務に重大な影響を及ぼす変更については、利用者に対し、当社が適当と認める方法(当社が送付する郵便物での通信等を含むがこれに限られない)により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。当社は、利用者が本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

#### 第24条 (協議)

本条件に定めのない事項については、関係法令に従うほか、利用者と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### 第25条 (管轄裁判所)

本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上  
制定日:2019年12月